

第2期くるめ支え合うプラン（案）に対する パブリック・コメントの結果について

令和7年11月12日（水）から令和8年1月9日（金）までの期間で、第2期くるめ支え合うプラン（久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画）（案）についてのパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集していましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1 意見件数 48件（5名・6団体）

2 提出方法

方 法	人数・団体数	件 数
インターネット（電子申請）	2名・3団体	37件
持 参	2名・2団体	7件
郵 送	1名・1団体	4件
合 計	5名・6団体	48件

3 意見の内訳

区 分	件 数	案の修正	
		案を修正	案のとおり
地域共生社会をめざして	1件	0件	1件
1 第2期プランについて	3件	1件	2件
2 市の地域福祉を取り巻く現状	2件	1件	1件
3 これまでの取組みから次のめざす姿へ	3件	1件	2件
4 施策体系	7件	0件	7件
5 評価指標	1件	1件	0件
6 具体的な取組み	11件	1件	10件
7 計画の推進	0件	0件	0件
8 あなたとともに、めざす姿へ	3件	0件	3件
主な相談窓口一覧	1件	1件	0件
【資料編】	4件	1件	3件
その他（計画全般に関して）	2件	0件	2件
その他（その他の意見・要望等）	10件		
合 計	48件	7件	31件

4 意見の概要と意見に対する市の考え方

別紙のとおり

第2期くるめ支え合うプラン（案）に対する意見の概要及び市の考え方

【本編】

地域共生社会をめざして（P1）

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
1	団体	P1	地域社会における暮らしにくい女性やLGBTQ、外国人を入れる。 【理由】 「誰もが自分らしく暮らせる地域をみんなで作っていく」ために挿入	本プランは「地域共生社会」の実現をめざして、「地域福祉」を進めるために策定するものであり、地域共生社会の実現のためには、女性やLGBTQ、外国人を含む「誰もが」、お互いに尊重し合い、支え合うことが大切であると考えております。	案のとおり

1 第2期プランについて（P1～3）

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
2	団体	P2	関連計画との関係の中で、各校区の「校区福祉計画」とあるが、各校区でつくられているのか。全校区にはないと思う。	「校区福祉活動計画」は、本プランを参考に、校区でどのような活動を行っていくかを記載する計画です。現在27校区が策定しており、全校区で策定していただけるよう、働きかけを行っております。	案のとおり
3	団体	P3	「1-5 圏域の考え方」の「基本となる『住民に身近な圏域』（46校区）」の記載を以下のとおり修正。 （修正前） ※各校区に設置された支え合い推進会議のこと （修正後） ※各校区に設置されようとしている支え合い推進会議のこと	支え合い推進会議は、本編P7に記載のとおり、令和4年度にすべての校区に設置されました。	案のとおり
4	団体	P3	第1層と第2層のコーディネーターの違いを明確にしてほしい。	ご意見を踏まえ、以下のとおりP3に注釈を追記します。 ※第1層…市全域のこと 第2層…校区単位または複数の校区（住民に身近な圏域）のこと	案を修正

2 市の地域福祉を取り巻く現状 (P4~5)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
5	団体	P4	「地域の状況」の「地域の活動者の不足」の記載を以下のとおり修正。 (修正前) 近年、自治会加入率の低下、地域活動ボランティアや・・・ (修正後) 近年、自治会加入率の低下、 <u>高齢化、70歳現役、地域活動ボランティア</u> や・・・	従来は、定年後の方が地域活動の主な担い手であったことから、定年延長や再雇用制度の導入などが、地域活動の担い手不足の要因の1つとなりえることは認識しております。若い世代にも地域活動に参画してもらえよう、さまざまなきっかけづくりを行ってまいります(本編P18)。	案のとおり
6	団体	P5	下段に描かれている図形が非常に分かりにくいので文章にした方がいい。	ご意見を踏まえ、図に「市の地域福祉を取り巻く現状のイメージ」というタイトルを加えます。	案を修正

3 これまでの取組みから次のめざす姿へ (P6~11)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
7	団体	P7	「『支え合い推進会議』の全46校区設置」の記載を以下のとおり修正。 (修正前) 「支え合い推進会議」が全46校区に <u>設置され</u> ・・・ (修正後) 「支え合い推進会議」が全46校区に <u>設置されようとしている</u> ・・・	No3と同じです。	案のとおり
8	団体	P8	「3-3 成果指標の達成状況」について。 わかりにくい表現であり、言葉のみとなっており具体的に書かれていない。	「3-3 成果指標の達成状況」は、文章だけでなく、第1期くるめ支え合うプランの成果指標で定めた目標数値に対する実績数値を示す表も掲載しております。	案のとおり

9	団体	P8	<p>「3-3 評価指標の達成状況」の「取組みの分類」の「寄り添う体制を整える」について。実績 1,181 件から目標 1020 件と減になっている。まだ、目標値を減にするには時期尚早である。</p> <p>【理由】 説明会において「生活自立支援センターが知られるようになると、増える。しかし、周知できているので減にした。」と説明されたが、本当に周知できているのか疑問である。実績が高止まりしているのか。私たちの周辺で知らない人が多数いる。減するには、納得のいく根拠を数字で示してからである。財政的なこともあるような発言があったが、相談事業は福祉の入り口である。制約を設けてはならないものである。</p>	<p>「3-3 成果指標の達成状況」に記載している表は、第 1 期くるめ支え合うプラン（以下、第 1 期プラン）の成果指標で定めた目標数値に対する実績数値を示すものです。ご意見の箇所は、第 1 期プランで定めた目標値が 1,020 件であったのに対し、令和 6 年度の実績が 1,181 件であったということを示しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「3-3 成果指標の達成状況」</p> <p>【修正後】 「3-3 <u>第 1 期プランの成果指標の達成状況</u>」</p>	案を修正
---	----	----	--	--	------

4 施策体系 (P12~13)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
10	団体	P12	<p>「4-1 めざす姿」について、以下のとおり下線の文を挿入する。</p> <p>(修正案)</p> <p>第2期プランでは、これまで以上に地域住民や多様な主体が連携・協働し、<u>現行の制度や規程の狭間による一人の取りこぼしも生まない</u>、「みんなでつくる 支え合うところあふれるまち くるめ」をめざします。</p> <p>【理由】</p> <p>プランに対する意見として、緊急時の対応をおこなえる仕組みを創設することを求める。</p> <p>この計画は、地域で困難な状況にある人たちに対して、官と民が協働でそれぞれの強みを生かしながら関わりを持ち、孤立化、孤独化を解消していくための行動計画を示していると思う。そのため、この計画は全体を通じて専ら予防に重点を置き、ハイリスクや、ハイリスクになりがちな人たちの重篤化を防止する施策が盛り込まれている。日常的にはそれら施策で十分だが、それぞれの制度の狭間で支援が届かず、声を出せないでいる、現行制度では見えにくい危機に直面している人たちへの緊急的な支援をおこなう仕組みが必要。</p> <p>提案の主旨は、住宅や福祉、医療など人の生活に関わる関係行政機関に対し、緊急に危機回避の介入が必要であることを助言する、組織横断的な、常設のいわばオンブズパーソン的な機関の創設を求めるもの。</p> <p>(※提案理由の個別具体事例の記載については、本プランに対する直接的な意見ではないため、省略しています)</p>	<p>本プランでは、既存の制度や仕組みでは対応が難しい「制度の狭間の課題」への対応を求められる状況が見られており、「あらゆる課題へ対応できる体制」をキーワード・ニーズの1つとして整理しています(本編P11)。</p> <p>また、多様な主体と連携・協働すること(本編P18「福祉のまちづくりへの参画促進」、困りごとを抱えた人や世帯を早期に発見し支援につなげること(本編P19「見守り活動や交流の場・居場所づくりの推進」、狭間の課題を抱える方・世帯にも支援を届けられる包括的な仕組みを構築すること(本編P21「包括的な相談支援の推進」)などを具体的な取組みに掲げています。</p> <p>重層的支援体制整備事業を通じて、困りごとが重篤化する前の段階で、課題発生が予防されたり、早期相談につながったり、つながりや支援の選択肢がひろがる地域づくりとともに、困りごとを抱えたときを「公的な制度を使った支援」と「インフォーマルな力」で支える体制の構築を目指してまいります。</p>	案の とおり

11	団体	P12	<p>「4-2 基本的な視点」の「3 安心できる仕組みをつくる」について、以下のとおり下線の文を挿入する。</p> <p>(修正案)</p> <p>それぞれの状況や困りごとに応じた包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、緊急時に関係する期間に助言する緊急介入の仕組みを創設します。</p> <p>【理由】 No10 と同様</p>	No10 と同様の考え方です。	案のとおり
12	団体	P12	<p>「4-3 取組項目」の「6 包括的な相談支援の推進」の取組みの方向性に、次の文を挿入する。</p> <p>(修正案)</p> <p>制度や規程の狭間などで支援が届きにくい人が、何らかの危機的な状況で緊急性がある時に、関係する期間にとりあえず実効性ある支援をおこなうよう助言する仕組みを創設します。</p> <p>【理由】 No10 と同様</p>	No10 と同様の考え方です。	案のとおり
13	団体	P12	<p>「4-3 取組項目」について。取組項目 1~4 に表示されている「重層」「再犯」「成年後見」をそれぞれ別に書く。</p>	<p>「4-3 取組項目」の「重層」「再犯」「成年後見」のマークは、その取組みが「重層的支援体制整備事業実施計画」「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」の取組みでもあることを示すためのものです。</p> <p>各計画の取組みの方向性や具体的取組みについては、それぞれ重なる部分も多くあることから、プランの中で一体的に取り組むため、本編では包括的に記載しています。その上で、資料編に計画ごとに整理した本編の補足事項を記載しています。</p>	案のとおり
14	団体	P12	<p>「4-3 取組項目」について。非行や犯罪をした人の立ち直りに対する支援は、別項目で挙げる。</p> <p>【理由】</p> <p>取組項目に、非行や犯罪を犯した人への関わり方として、表の中に「再犯」として記されているだけなので、もっと別項目での取組を挙げて保護司や企業との連携など詳しく挙げていくべきと考える。地域だけの対応では難しい。</p>	<p>No13 と同様の考え方です。</p> <p>なお、資料編 P15~18 が「久留米市再犯防止推進計画」の該当ページであり、より詳しい内容を記載しています。</p>	案のとおり

15	団体	P12	本計画が「再犯防止推進計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものであるならば、マークではなく、きちんと計画そのものを文書で作成し、この計画に掲載させるべきと考える。資料編であっても構わないので、計画の内容がわかるものを作成してほしい。	資料編 P15～18 が「久留米市再犯防止推進計画」、資料編 P19～22 が「久留米市成年後見制度利用促進基本計画」の個別の内容を整理した部分となっております。	案のとおり
16	団体	P13	下部の虹のイラストは不要。	めざす姿である「支え合うところあふれるまち」をイメージしたイラストであるため残します。	案のとおり

5 評価指標 (P14)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
17	団体	P14	「6 包括的な相談支援の推進」について。令和6年度時に「0件」であるということは、相談支援が市民に精通していないと考えられる。相談支援の強化をお願いしたい。	<p>「6 包括的な相談支援の推進」では、重層事業を通じて、狭間の課題を抱える方・世帯にも支援を届けられる包括的な仕組みの構築を進めることとしております。ご意見を踏まえ、本編 P21 の具体的取組みを以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 重層事業等を活用して、一人ひとりの課題に応じた適切な制度や支援、保健医療・福祉サービスにつなぐ。</p> <p>【修正後】 重層事業等を活用して、<u>支援関係機関等の連携を強化し</u>、一人ひとりの課題に応じた適切な制度や支援、保健医療・福祉サービスにつなぐ。</p> <p>なお、指標の『「住民に身近な圏域」で多分野の関係者がチームとなり支援した件数』は、重層事業を開始し、生まれてきた変化を評価するために新たに設けた指標であることから、基準値が「0件」となっているものです。</p>	案を修正

6 具体的な取組み (P15~23)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
18	団体	P16 ~ p21	<p>全ての推進の「具体的取組み」の項に「市」のみの記載でなく、市が取り組むことのマークは具体的な担当する課を明記する。</p> <p>【理由】 具体的な課が挙げられていないと、相談に結びつかない恐れがあると思う。</p>	<p>本プランは、福祉関係の各計画や関連する計画の基本となるプランであり、市として取り組む方向性や具体的事項をまとめております。よって、課を明記することで、かえって対象を狭めてしまうと考えます。例えば、「多世代が交流できる居場所づくりを進める」ということには、子ども分野、高齢分野、障害分野、生涯学習分野など多分野が関連しています。なお、市民からの困りごとの相談窓口については本編 P28 に「主な相談窓口一覧」を記載しており、必要な担当課・支援機関へのつなぎ等、適切に対応してまいります。</p>	案のとおり
19	団体	P16 ~ p21	<p>計画には下段の「地域の皆さんの声」の掲載は不要でないか。</p>	<p>本プランの策定にあたっては、地域で活動する様々な関係者へのヒアリングやアンケート、校区でのワークショップなどを実施してまいりました(本編 P3)。そこで頂いたご意見をプランの内容や取組みに反映していることを、よりわかりやすく伝えるために記載しております。</p>	案のとおり
20	個人	P16	<p>「1 とともに生きるこころを育む取り組みの推進」について。 新型コロナ禍以降、校区では行事が縮小または廃止され、今だに復活の兆しが見られない。一例を挙げると、成人式では校区の若者と交流する絶好の機会であるのに、式典後の交流会が廃止されたまま。地域行事については、一地域住民が意見やアイデアを出す場がほとんどないことが課題。「若い世代が興味関心を持つテーマで講座等を開催」とあるが、社会情勢の変化により若い世代には講座に参加できる時間と精神的余裕が不足している。</p>	<p>令和6年度市政アンケートモニター「くるモニ」の結果では、地域の活動やボランティア活動などに参加したことがない理由として、「時間に余裕がない」と回答した人が最も多かった一方で、「きっかけがなかった」「一人では参加しづらい」という回答も多く見られました。 本プランでは、「地域へ参加できるきっかけ」をキーワード・ニーズの1つとして整理しています(本編 P11)。若い世代に対しても、参加するきっかけづくりや参加しやすい工夫を行うことが大切であると考えております。</p>	案のとおり

21	個人	P17	<p>「2 権利を守る取り組みの推進」について。</p> <p>新型コロナが5類になり半年以上経った後に感染したが、某組織内で激しいバッシングに合い、「感染症について人権侵害をしないよう、市民に啓蒙して欲しい」と人権同和対策室に相談したが、バッシングをした本人達に伝えたのみで、さらに人間関係の悪化を招いた。コロナ禍前は「うつした」「うつされた」という思考は見られなかったので、市は差別や偏見の解消に向け、発信を続けるべき。</p>	<p>本プランは「人権教育・啓発基本指針」を基礎とするもの（本編 P2）です。</p> <p>また、「取組項目 2 権利を守る取り組みの推進」では、「あらゆる差別をなくす取組を進める」と記載しており、この中に包含されるものと考えております。</p>	案のとおり
22	個人	P18	<p>「3 福祉のまちづくりへの参画促進」について。</p> <p>年末に「指導している学生が1万円足らずの生活費しか持っておらず、バイトも見つからない」と校区住民より相談を受けた。養護施設出身で社会のセーフティネットへの知識がほとんどない若者だった。役所など公的機関が閉庁している期間でも、緊急避難的に食糧や資金援助をしてくれる仕組みが欲しい。少しの食糧を持たせ、知人のツテでバイト先を確保したが個人でできることには限界がある。現状では保護司が仕事を紹介するのは「斡旋」に当たるとの指摘があり、また協力雇用主の資格（反社との関係が無いかなど）の確認も不十分。</p>	<p>本プランでは、既存の制度や仕組みでは対応が難しい「制度の狭間の課題」への対応を求められる状況が見られており、「あらゆる課題へ対応できる体制」をキーワード・ニーズの1つとして整理しています（本編 P11）。</p> <p>また、多様な主体と連携・協働すること（本編 P18「福祉のまちづくりへの参画促進」）、困りごとを抱えた人や世帯を早期に見出し支援につなげること（本編 P19「見守り活動や交流の場・居場所づくりの推進」）、狭間の課題を抱える方・世帯にも支援を届けられる包括的な仕組みを構築すること（本編 P21「包括的な相談支援の推進」）などを具体的取組みに掲げています。</p> <p>重層的支援体制整備事業を通じて、困りごとが重篤化する前の段階で、課題発生が予防されたり、早期相談につながったり、つながりや支援の選択肢がひろがる地域づくりとともに、困りごとを抱えたときを「公的な制度を使った支援」と「インフォーマルな力」で支える体制の構築を目指してまいります。</p>	案のとおり

23	団体	P18	<p>「3 福祉のまちづくりへの参画促進」について。地域活動の人材確保、誰もが地域活動に参画していく色々な切っ掛けが必要。特に、高齢者男性の人材の掘り起こし、確保が必要だと考える。プロジェクト方式で、「人財の確保/掘り起こし/育成」項目を、検討願いたい。</p>	<p>特に高齢者においては、近所の人との交流が多い人ほど、介護保険の認定済みの割合が少ないことが、在宅高齢者基礎調査の結果からもわかっており、地域活動に参画することは介護予防の観点からも重要です。誰もが地域活動に参画していく地域をめざして、「一歩踏み出せる多様な参加機会の創出（本編 P18）」により、「人財の確保/掘り起こし/育成」を行ってまいります。</p>	案のとおり
24	個人	P19	<p>「4 見守り活動や交流の場・居場所づくりの推進」について。 老人や障がい者や乳幼児、ひとり親などのラベリングが簡単な人々には居場所があるのに、困っている学生の居場所や相談先が無い。また、ヤングケアラーと思いき青年を知っているが、本人にも家族にも自覚が無いため、現状の改善に動く様子がない。校区には空き家も多いのに活用へのハードルが高すぎる。</p>	<p>幅広い世代の方たちが気軽に集い、交流できる居場所づくりを進める（本編 P19）とともに、必要な支援が届いていない人や世帯へ、アウトリーチ機能を充実させてまいります（本編 P21）。 ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。</p>	案のとおり
25	個人	P20	<p>「5 災害時支援に備えた取り組みの推進」について。 災害の起こりやすさは地域によって全く異なるのに、一律に備えをするのは資材と予算の無駄が大きい。実際には老人が老人を助けるのは難しいと思われるが、図上訓練や出前講座は高齢者が中心。子育て世代に我が子を放置して他人を助けるようお願いできるのか疑問。近隣の各種学校の学生の活用が適切かと思う。また国は外交を諦め諸外国との戦争へ向かっているように見えるが、最大の災害である戦争への備えが皆無であることも心配。持続的な食糧の確保が先なのに、持続的な武器の確保を優先していることも疑問。自衛隊を抱える久留米市の危険度については検討されているのか？と思う。</p>	<p>災害時・非常時に備えた「地域全体の防災力向上をめざす」ことが必要であると認識としております。近年、災害時に対する備えを平時から行おうとする市民活動団体等の活動が盛んになっており、そのような団体等とも協働しながら、災害時支援に備えた取組みを推進してまいります。</p>	案のとおり

26	団体	P20	<p>「取組みの方向性」の2つ目を以下のように修正。 (修正前) 避難に<u>配慮が必要な人</u>の避難支援の充実 (修正後) 避難に<u>支援が必要な人</u>の避難支援の充実</p>	<p>避難に配慮が必要な人である「要配慮者」とは、災害時に避難に困難があると考えられる人々のことです。一方、避難に支援が必要な人である「避難行動要支援者」とは、災害時に避難行動が十分にできない人々のことです。つまり、「要配慮者」は「要支援者」を含む概念であり、「要配慮者」の範囲の方がより広いため、このように記載しています。</p>	案のとおり
27	個人	P21	<p>「6 包括的な相談支援の推進」について。 高齢化が進む保護司会・更生保護女性会、会員不足のBBS会など、課題は多い。犯罪と再犯防止には小中学校で知的・精神的に支援が必要な児童生徒を早期発見し、成長後の見守りを継続していく必要があると思う。20歳にして履歴書もまともに書けない青年を目の当たりにしたばかりなので、自分の能力や適性を判断できるようにすること、職安の活用や履歴書の書き方も含めた就労支援は特に必要と感じる。</p>	<p>法務省の調査では、約7割が犯罪時無職であったとの統計結果があり(資料編P15)、就労支援は、再犯防止の観点からも非常に重要であると認識しています。生活困窮者自立支援事業などを支援関係機関等と連携して実施し、生活困窮や居住、就労などの課題解消に向けて支援してまいります(本編P21)。</p>	案のとおり
28	団体	P21	<p>保護司法の一部改正法律案が国会で承認されたことを踏まえ、21Pの地域住民等と協働した支援体制整備で「保護司(会)の活動を支援する。」「保護司の適任者確保を支援する(市職員に対する広報の機会の確保など)」の2項目を追加していただきたい。</p> <p>【理由】 保護司法の一部改正法律案により、「保護司の活動環境の改善」で地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備が謳われ、「できる規程」から「努力義務規定」に改正された。また、「その他更生保護制度の充実」では、更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備などが謳われた。</p>	<p>「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」により、「その他更生保護制度の充実」については、地方公共団体は、地域の状況に応じ、更生保護法の目的の実現に資する民間活動に対して必要な協力をするように努めることとされました。市では、これまでも保護司会の活動を支援するとともに、社会を明るくする運動に取り組んでいきます。また、「保護司の適任者確保」については、保護観察所の長が、地方公共団体等の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めることとされました。今後、保護観察所と連携しながら具体的な対応を検討していく必要があると認識しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p>	案を修正

				<p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行や犯罪をした人の立ち直りのため、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等と連携して再犯防止の取組みを進める。 ・ 民生委員・児童委員の活動を支援する。 <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行や犯罪をした人の立ち直りのため、<u>国、県</u>、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等と連携して再犯防止の取組みを進める。 ・ 民生委員・児童委員、<u>保護司会</u>の活動を支援する。 	
--	--	--	--	--	--

7 計画の推進 (P24)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
			(意見無し)		

8 あなたとともに、めざす姿へ (P25~27)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
29	団体	P26 ~ P27	2車線の表記が不明。選択肢は2つではないと考えられるし、この計画の名前のように重層的だといえるため。	これまでの分野ごとの支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」への対応が、年齢・性別を問わず、求められることが増えています。そのため、選択肢を制度以外にも広げるために、インフォーマルな力が必要だということを、車線で表現しています。	案のとおり
30	団体	P26	「困りごとを抱えたときに～選択肢が広がる2車線の支援体制～」 女性の困難者への支援体制をつくってほしい。 【理由】 「女性」が困った時の支援体制が書かれていない。	No29と同じ考え方です。	案のとおり

31	個人	P26 関連	住民説明会用資料 P46 のイメージ図について。多様な主体がどう行動したら良いか理解に苦しむものである。ワンストップが重要であると説明会で話しがあったが、もっと解り易くしないと実際に対応する人達は理解しがたいと思われる。	住民説明会用資料は、本編の抜粋資料であり、ご指摘のイメージ図も本編 P26～P27 の図を簡略化したものであったため、わかりづらさがあったと思います。ご指摘のイメージ図は本編 P26～P27 に詳細なものを掲載しております。	案のとおり
----	----	-----------	--	--	-------

主な相談窓口一覧 (P28)

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
32	団体	P28	<p>女性の相談と外国人の相談窓口が記載されていない。女性や外国人の相談窓口を追記すること。</p> <p>【理由】</p> <p>庁内相談ネットワーク会議では、市役所の各種相談窓口と男女平等推進センター相談室に関係のある担当課等の連携を強化している。それなのに女性相談窓口が掲載されていない。また、外国人住民が増加している。今後も増加する見込みである。誰も取り残さないのがこの支え合うプランではないのか。女性や外国籍の方などの相談先が明記されておらず、不十分である。女性の相談、外国人の相談は掲載すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>・本編 P28「主な相談窓口一覧」に、女性の相談窓口、外国人の相談窓口を追加。</p>	案を修正

【資料編】

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
33	団体	P2	<p>「①包括的相談支援事業」に対象分野に女性がない。女性を対象分野に挿入。</p> <p>【理由】 本編の主な相談窓口一覧に関連している。男女共同参画行動計画「施策4 家庭地域における男女協働参画の推進」等がある。さらに男女平等推進センターの事業には、校区毎にまちづくりの研修や相談事業がある。男女共同参画行動計画を理念としてだけで捉えたくるめ支え合うプランでは困る。</p>	<p>この事業は、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」の中に位置づけられているもので、国の「重層的支援体制整備事業実施要綱」に明示されている対象事業を記載しています。</p>	案のとおり
34	団体	P3	<p>「②地域づくり事業」の対象分野に女性がない。女性を対象分野に挿入。</p> <p>【理由】 No.33 と同じ。</p>	<p>No33 と同じ考え方です。</p>	案のとおり
35	団体	P15	<p>「1-4 再犯防止の推進について」の「法成立の背景：犯罪や非行をした人の様々な『生きづらさ』」の資料は古いと思う。改訂版であるならば、新しい資料が必要。</p>	<p>法成立の背景として、第1期プラン分冊「久留米市再犯防止推進計画」に掲載した資料を転用していたものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、令和6年データを元に以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 法成立の背景：犯罪や非行をした人の様々な「生きづらさ」 (グラフ)</p> <p>【修正後】 犯罪や非行をした人の様々な「生きづらさ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事がない（約7割が犯罪時無職） ・住居がない（約2割が犯罪時住所不定） ・高齢である（1割以上が高齢者） ・精神障害がある（約2割が精神障害あり） ・高卒未満である（約5割が高卒未満） 	案を修正

36	団体	P16	久留米市地域福祉課発行の記事の掲載は不要、その枠に更生保護女性会の活動を掲載した方がよいのではないか。	保護司は、更生保護ボランティアの中でも、法務大臣によって委嘱される非常勤の国家公務員です。保護司の適任者確保については、国としても喫緊の課題とされています。市では、保護司の活動をより身近に感じていただくため、久留米保護区保護司会にご協力をいただき、地域福祉マガジンに取材記事を掲載しています。	案のとおり
----	----	-----	---	--	-------

その他（計画全般に関して）

No	意見者	頁	意見の概要	市の考え方	区分
37	団体	—	あまりにも多くの支援を要することが一つにまとめられているので、どれも実現に乏しいのでは無いかと心配になる。もっと、支援の必要な人・項目を細かく支援する必要があるように思う。	本プランは、福祉関係の各計画や関連する計画の基本理念となるプランとなっています。このプランの視点や理念を大切にしながら、具体策は分野ごとの各計画の中で政策（事業）として位置づけられるものです。	案のとおり
38	団体	—	全体的に行政ができる具体的な取組みは何か。このプランは住民が頑張るように感じる計画になっている。また、赤ちゃんから高齢者までなののはっきりしない。	本プランは、行政、社協、地域住民や地域の多様な主体が連携しながら進めていくプランです。「支え合うところあふれるまち」をつくるには、「自助」「共助」「公助」の3つの要素が、それぞれ補い合い、重なり合いながら、バランスを保つ視点を持って、取組みを進める必要があります（本編 P15）。また、本プランは、属性を限定せず全世代の方を対象としています。	案のとおり

その他（その他の意見・要望等）

※本計画に対する直接的な意見ではないため、今後の取組みの参考とさせていただきます。そのため、個別に市の考え方は示しておりません。

No	意見者	頁	意見の概要
39	団体	—	<p>青峰団地に住んでいるが、毎日救急車が来て孤独死、空部屋多く、高齢化。現状を見てほしいと市に願ってもみにも来ない。</p> <p>市民との対話求めても応じない。市長への提案するしくみがない。市民の声を聞かない。</p> <p>障害者のぎゃく待通報しても認めない。障害福祉課、協働を働きかけても返事もない。</p> <p>市民活動支援センター、県営は10年計画たてかえ中。市長市営はビジョン示してほしい。</p> <p>市民の声を聞かないから現状把握できず、ビジョン描けない。案に具体性がないし、結果に対するPDCAが行われていない。</p> <p>他自治体は行政・民間NPOなどとの交流の機会がある。まずは交流。他自治体に学ぶ。それぞればらばら連携してない。連携望む。</p> <p>青峰小跡地活用一部の人たちだけで決めず住民参加のまちづくり。</p>
40	団体	—	<p>私は地域の課題を孤立無援化の進行による生活困窮だと捉えており、市の内容には担い手の部分が足りない。意識の転換が必要。助け合い、これまで家族が担ってきた分野を地域で担うという発想で、他人の財布を預かって日常生活を支えていく、くらいの転換が必要。各課を横断した取り組みとして進められることを期待。</p> <p>【取組み案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の法人化。町内会は、一定の要件を満たせば「認可地縁団体」として法人化することができる。 ・法人化した地域にプロパーのスタッフを配置する。社協配置のコーディネーターを地域で雇用する。 ・民生委員児童委員のプロパー化を推進する。 ・地域の人が困っている課題に対して積極的にアプローチしていくこと。例えば、買い物、軽微な家電工事、リフォームなどの便利屋さんとしての役割。
41	個人	—	<p>私自身自治会長を含め役員を20年以上経験してきたが、役員をする人は限られている。自治会や社協などの活動に全く関心がなく、自治会に加入しない人も多い。それだけに一度役員になると長くせざるを得なくなり、役員のなり手がいないために、役員の固定化、高齢化は大きな課題である。自治会加入のメリットを市がもっと全面的に押し出す必要がある。</p>
42	個人	—	<p>一人暮らしの高齢者が増えてきており、急病の時に家族への連絡ができない。昨今、個人情報保護が必要以上に強調されており、家族の連絡先さえ調べることができない。要支援者名簿の登録も任意であって、一部の人だけしか登録されていない。市としても、要支援者名簿の活用をもっと啓発すべきである。</p>
43	個人	—	<p>地域活動に関心がある人だけしか活動しない現状をこのままにしておくと、地域のつながりはますます薄くなっていくことは間違いない。</p>

44	個人	—	このプランを推進する上で、重層事業で対応する窓口はどこでも良いということであると思う。しかし、相談から解決までに至った確認を誰が主体で行うかが示されていないと、たらい回しの様な無責任な対応になってしまう不安がある。
45	個人	—	法的に係る問題は久留米市が主体となって対応する方が合理的である。 (例) ・生活困窮者には衣食住を優先対応 ・市営住宅や古い空家の活用を促す ・不動産業者との情報交換 ・規格外野菜を購入し市内給食に活用 不用品の活用、リサイクル事業を責任をもって行うことが重要。官民連携は利益を生まないと長続きはしない。
46	個人	—	何を行うにしても予算が必要であるので、ボランティア精神に頼っているだけではプランの継続は厳しい。人を支えるには利他の気持ちが必要であり、そのためには自分が幸せと感じている必要がある。災害が発生した時にボランティアを募るが、参加者に費用の控除等は検討しているか。例えば市民税の優遇などでもいいと思う。公務員は従事した仕事の分は給与に反映されると思うが、災害ボランティアの人達への配慮は是非検討してほしい。
47	個人	—	自治会活動を地域で本当に困っている人を助け合う組織にしてほしい。市からの補助がコミセンにいつているはずである。一人ひとりの力は限られている。
48	個人	—	プランは表面的な課題解決のようで、もっと深く探っていないと本当の課題解決には至らないと感じた。足りないものは、地域の『家族文化絆を形成する』ことであり、 1. 世代間を越えた居場所創り 2. 人材育成と住民への啓蒙活動 3. 補助金 である。 【案】 従来の単一型機能スペース（子供食堂、認知症カフェ等）から多機能型スペースへの居場所創り。世代間を越えたプラットフォームを10か所以上創る。その居場所創りで家族の絆、地域の家族文化絆を創り、深めていく。えーるピアミニ版、KURUMERU ミニ版として機能させる。例えば公民館などを、世代を越えて誰もが気がるに入ることが出来る「オープンカフェ」に改装する。